

社会保険

ふくい

2018年
10・11月号



福井の建物

福井新聞社(福井市大和田)

平成13年に完成した社屋は、県民に開かれた新聞社を目指して、コンサートや講演会に使えるホールや、ギャラリー、文化センター、カフェなどを併設しています。

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

職場内で回覧しましょう

社会保険協会からのお知らせ

利用補助券のご案内

郵便でお申し込みください。

11月1日(木)の消印から有効!!

10月31日(水)以前の消印は無効
となりますのでご注意ください。

(注) 料金後納・別納郵便は消印が確認できないので、必ず切手貼付でお申し込みください。

けんこうの湯(冬季)

期 間 12月22日～2月28日

場 所 ①ふくい健康の森「健康の森温泉」
②法恩寺温泉「ささゆり」(スキージャム勝山)
③今庄365温泉「やすらぎ」
④ニューサンピア敦賀「つめの湯」
⑤溪流温泉「冠荘」
⑥御食国若狭おばま「濱の湯」

利用補助券発行予定枚数 6,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)

補助額 入浴料の一部(500円)を補助します。

スキーリフト

期 間 12月22日～2月28日

場 所 ①スキージャム勝山
②雁が原スキー場
③福井和泉スキー場
④九頭竜スキー場
⑤新保ファミリースキー場
⑥今庄365スキー場

利用補助券発行予定枚数 5,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)

補助額 リフト料金の一部(500円)を補助します。

アイススケート

期 間 12月22日～2月28日

場 所 ニューサンピア敦賀

利用補助券発行予定枚数 4,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)

補助額 入場料の一部(500円)を補助します。

●お申し込み・お問い合わせ先

(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016
<http://www.fukui-shahokyo.jp/>

社会保険

「けんこうの湯(冬季)」 「スキーリフト」 「アイススケート」

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康づくりに役立てていただくため、社会保険「けんこうの湯」「スキーリフト」「アイススケート」の利用費用を補助いたします。ご家族や会社の皆様とお気軽にご利用ください。

「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」 「アイススケート」の利用補助券申込方法

1 申込書 下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

「けんこうの湯(冬季)」・「スキーリフト」・「アイススケート」 利用補助券申込書			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所記号・番号	(記入例…01 アイウ 12345)		
担当者名	TEL		
希望枚数	けんこうの湯	枚	合計 枚
	スキーリフト	枚	
	アイススケート	枚	

事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

●**上限枚数**(「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒 宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

●**返信用切手料金**

枚 数	20枚まで	40枚まで	110枚まで	180枚まで	240枚まで
切手料金	82円	92円	140円	205円	250円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

ご注意

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- 先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- 平成30年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

第19回

社会保険
ボウリング大会

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康の保持増進および体力の向上を図るため、「社会保険ボウリング大会」を下記により開催いたしますので、奮ってご参加ください。参加を希望される事業所は、参加申込書(下記様式参照)に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXにて**11月9日(金)までにお申し込みください。**



日時 12月2日(日) 12:00スタート

場所 アル・プラザボウル 鯖江市下河端16-16-1 TEL 0778(54)0089

募集チーム数 24チーム 先着順に受け付けますので、お早めにお申し込みください。
(順次、ハガキでお知らせします)

参加料 1チームにつき2,000円(シューズ代含む)

参加資格 事業所ごとに編成されたチームとし、原則として1事業所1チームとします。ただし、1事業所の被保険者の数が10名未満の場合は、2つ以上の事業所が連合して1チームを編成することができます。
なお、平成30年度の社会保険協会費が未納の事業所は参加できません。

競技方法 ① チームは3名編成とする。
(年齢の制限・男女の区別なし)

② 1チーム3名の選手が各々3ゲーム行う。
(団体戦・個人戦を兼ねる)

③ 1チームごとに同一レーンを使用する。
投球レーンの割り振りは、当日(受付時)抽選にて行います。

④ スコアおよび投球順は、コンピュータ処理により自動的にモニターに表示(記録)されるので、モニターの表示に従って競技を行う。

⑤ ハンデキャップ
(年齢は大会当日の満年齢とする)

1ゲーム	59歳以下	60~69歳	70歳以上
男子	0点	10点	15点
女子	20点	25点	30点

⑥ 順位の決定方法

- ① 団体戦…各チームごとの3ゲームの総得点により決定
- ② 個人戦…選手個人の3ゲームの得点合計により決定
- ③ 団体戦・個人戦において同一点数の場合は、ハイスコアとロースコアの差が少ない方を優先し順位を決定

⑦ 表彰等

団体賞…優勝・準優勝・3位・当月賞・大会賞
個人賞…優勝・準優勝・3位・とび賞・BB賞
参加賞…参加者全員

●お申し込み・お問い合わせ先

(一財) 福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若米町508番地 福井県鉄工会館2階
TEL 0776(53)8016 FAX 0776(53)8112

社会保険ボウリング大会参加申込書

事業所名

事業所所在地 〒

事業所記号・番号

(記入例…01 アイウ 12345)

担当者名

TEL

氏 名	年 齢 (大会当日)	性 別
(フリガナ)	歳	男・女
(フリガナ)	歳	男・女
(フリガナ)	歳	男・女

申込書は福井県社会保険協会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.fukui-shahokyo.jp/>

※お申し込みいただいた内容(個人情報等)は、ボウリング大会以外の目的で利用することはありません。

協会けんぽからのお知らせ

事業主の
皆さま

定期健康診断(事業者健診)の 結果データをご提供ください

協会けんぽでは、40歳以上の加入者様の健康をサポートするため、事業所で実施されている定期健康診断(労働安全衛生法に基づく事業者健診)の結果データのご提供をお願いしております。従業員の皆さまの健康は、元気な職場づくりに欠かせない要素のひとつです。

事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

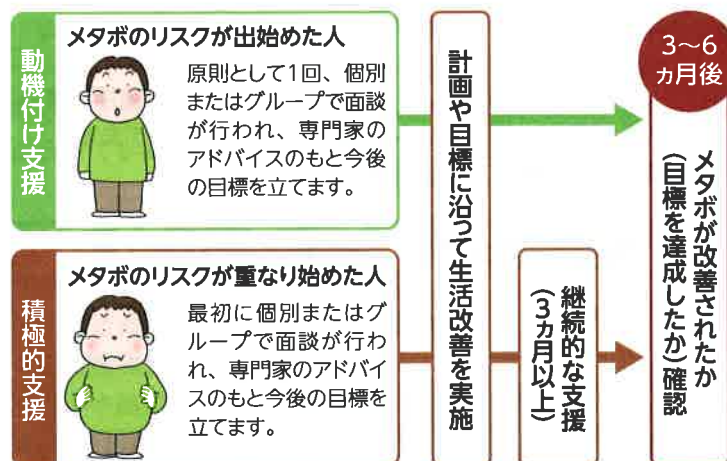
健診結果を提出するメリット

ご提供いただいた健診結果をもとに、メタボリックシンドローム判定を行い、該当する方は、**無料で特定保健指導(健診後の健康相談)を受けることができます。**

特定保健指導(健診後の健康相談)の内容

- 健康づくりのプロ(保健師・管理栄養士)がサポートします!

- 早めの生活習慣改善でこんなメリットが!



ご本人様には

- ★ 自覚症状が出る前に対処できる!
- ★ 将来、治療にかかる時間や費用の節約になる!
- ★ 発病してしまってから後悔するのを防げる!

事業主様には

- ★ 従業員の健康度アップ → 病気で休む人が減る
- 生産性の向上 → 会社の成長

さらにこんなメリットも!

- ★ 協会けんぽの健診受診率アップ
- 保険料率の上昇を抑制



ご提供方法は次の3通りです

1. 「健診結果の提供にかかる同意書」をご提出いただく場合

指定の健診実施機関であれば、同意書をご提出いただくだけで、手続きは完了です。
健診結果は、健診実施機関から協会けんぽに提供されますので、事務負担はございません。

2. 健診結果を所定のデータ形式にて作成し、ご提出いただく場合

協会けんぽホームページより作成ツールをダウンロードしていただき、CSV形式のデータファイルでの提供をお願いします。

3. 健診結果通知表のコピー(紙)をご提出いただく場合

「健康診断結果通知表」をコピーしていただき、協会けんぽ福井支部へご提供ください。

※ご提供いただいた「健康診断結果通知表」のコピーについては、データ化した後に協会けんぽ福井支部が責任をもって処分いたします。

ご安心ください!

個人情報である定期健康診断(事業者健診)結果をご提供いただくことについては「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められており、事業主様が責任を問われることはありませんので、ご安心ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8304
(保健グループ)

確定申告等にご使用ください

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書を送付します

Q 控除証明書とはなんですか？

A 控除証明書は、平成30年中に納めていただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類であり、確定申告・年末調整の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この控除証明書や領収書を申告書に添付すること等が義務付けられています(国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります)。

※ご家族(大学生の子供や配偶者)の負担すべき国民年金保険料を納付された場合にも控除の対象にすることができます。

Q どのような人に送られますか？

A 平成30年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方(被保険者ご本人)宛てに送付します。

Q 控除証明書の送付時期はいつですか？

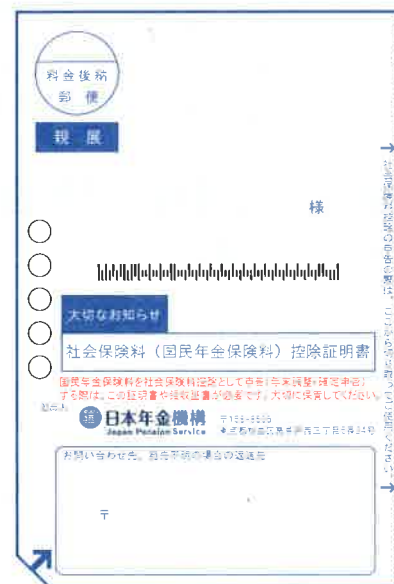
A 発送予定は次のとおりです。

◆平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた実績がある方

平成30年10月31日発送予定

◆平成30年10月1日から12月31日までの間に平成30年に初めて国民年金保険料を納めた方

平成31年1月31日発送予定



社会保険料控除とは…

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、厚生年金保険、健康保険など)を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。(給与から天引きされた金額も該当します)

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料(健康保険・厚生年金保険など)は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納めた社会保険料(国民年金、国民健康保険等)を申告書に記載してください。

お手元に届いたら、確定申告等の期間まで大切に保管しておきましょう！

●お問い合わせ先 (自動音声でご案内しています)

各年金事務所「国民年金課」 福井0776(23)4516 武生0778(23)1124 敦賀0770(23)9902

11月は「ねんきん月間」です

いいみらい
11月30日は
年金の日

いい みらい
~11月30日は「年金の日」~

この機会に年金加入状況の確認を!

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とし、厚生労働省などと協力して、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

「ねんきん月間」と「年金の日」の趣旨は なんですか?

「ねんきん月間」は、国民の皆さまに公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

また、「年金の日」は、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的としています。



ねんきん月間にはこんな取り組みを実施します!

- 全国各地で出張年金相談を開設します。
- 年金委員の皆さまを対象に研修会を開催します。
- 年金委員表彰を実施します。
- 大学や高校などで、年金セミナーを実施します。
- 「わたしと年金」エッセイの優秀作品を発表します。(日本年金機構ホームページ上)

国民年金保険料、納めていますか?

国民年金保険料を納めないまま放置すると…

年金を受け取ることができない場合があります!!
保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は…

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。



この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いいたします。

賞与を支払ったら… **5日以内に**

「賞与支払届」と 「賞与支払届総括表」を提出してください



賞与を支給したときは、支給日から**5日以内**に、「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出してください。

この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の基礎となる標準賞与額※が決定されます。適正な届出をお願いします。
※標準賞与額：賞与等の支払額の1,000円未満を切り捨てた額をいいます。保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じて計算されます。

1 賞与支払届 賞与支払予定月の前月に、被保険者情報を印字した届出用紙を事業所あてに送付します。
この届出用紙に被保険者ごとの支給額を記入して作成してください。

2 賞与支払届総括表 賞与支払届を提出する際は、あわせて賞与支払届総括表も提出してください。

★支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、

①「賞与支払届」とあわせて送付した ②「賞与支払届総括表」の提出が必要です。

賞与
とは

賞与の対象となるもの

- ◆賞与(役員賞与も含む)・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏(冬)期手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの
- ◆上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

賞与の対象とならないもの

- ◆上記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの(標準報酬月額の対象になります。)
- ◆恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など
- ◆出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金など

賞与にかかる保険料の計算方法

個人ごとに支払った賞与の金額の1,000円未満を切り捨てて、「標準賞与額」を算出してください。
この標準賞与額に保険料率を掛けて、個人ごとの保険料を計算してください。

1 標準賞与額の算出

賞与の支給額が600,780円の場合、
1,000円未満を切り捨ててください。

600,780円 → 600,000円が

標準賞与額となります。

2 保険料の計算

【例】	標準賞与額	×	保険料率	=	保険料
〈健康保険料〉	600,000円	×	$\frac{9.98}{100}$	=	59,880円
〈厚生年金保険料〉	600,000円	×	$\frac{18.3}{100}$	=	109,800円
〈子ども・子育て拠出金〉	600,000円	×	$\frac{0.29}{100}$	=	1,740円

3 保険料率等

	保険料率	標準賞与額の上限	保険料の負担
健康保険	9.98% 40歳から64歳の方は11.55%(注)	573万円 (4月1日から3月31日までの間)	事業主と被保険者が折半
厚生年金保険	18.3%	150万円	事業主と被保険者が折半
子ども・子育て拠出金	0.29%	150万円	全額事業主負担

(注)40歳から64歳の方は、介護保険料(1.57%)分が健康保険料に上乗せとなります。

●お問い合わせ先 (自動音声でご案内しています)

各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901

秋鮭の焼きマリネ

料理制作／本田祥子（管理栄養士）
撮影／石田健一 スタイル／宮澤由香

●材料(2人分)

にんじん 1/2本(75g)
なす 1本(80g)
かぼちゃ 100g
しめじ 1パック(100g)
鮭 2切れ
酢 大さじ2
A 砂糖 大さじ1
しょうゆ 大さじ1と1/2
生姜 1かけ分
オリーブオイル 大さじ1

●作り方

- ① にんじん、なすは5mm幅のなめ薄切りに、かぼちゃは7mm幅の薄切りにする。しめじは石づきをとって小房にわけ、鮭は一口大に切る。
※かぼちゃが固くて切りにくい場合は、電子レンジにさっとかけると切りやすくなります。
- ② パットにAを入れて混ぜ、生姜の千切りを加える。
- ③ フライパンにかぼちゃとにんじんを入れて蓋をし、火が通るまで焼いたら②につける。
- ④ 同じフライパンにオリーブオイルをひいて、なす、しめじを焼き、②につける。
- ⑤ 鮭を皮目からフライパンに入れ、火を通し②につける。



鮭

良質なたんぱく質、ビタミンE、コラーゲン、強い抗酸化作用のあるアスタキサンチンが含まれています。これらはすべて肌をつくる上で欠かせない成分ばかりです。

Pick up

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

	日	月	火	水	木	金	土
10月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
11月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
12月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5

8:30～17:15

8:30～19:00(相談時間を延長)

9:30～16:00(休日相談日)

●出張相談所の受付日時

事前にご予約のうえ、必ず受付時間内にご来場ください

(注) 12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

●勝山市民会館

11月 8日(木) 10:00～15:30

12月13日(木) 10:00～15:30

●坂井地域交流センター(いねす)

10月18日(木) 10:00～15:30

11月15日(木) 10:00～15:30

12月20日(木) 10:00～15:30

●大野商工会議所

10月25日(木) 10:00～15:30

11月22日(木) 10:00～15:30

12月27日(木) 10:00～15:30

●小浜市文化会館4階(小浜市役所横)

10月25日(木) 10:00～15:00

11月 8日(木) 22日(木) 10:00～15:00

12月13日(木) 27日(木) 10:00～15:00

街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSSA2階 月～金曜日9:00～17:15

年金相談の予約を実施しています!

ご予約いただくと…

★お客様のご都合にあわせて、スムーズにご相談いただけます。

★相談内容に応じたスタッフが、事前に準備のうえ、丁寧に対応いたします。

予約の申し込みは、予約受付専用電話または県内の年金事務所へ!

〈受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

予約受付専用電話 **0570-05-4890**

福井年金事務所 0776-23-4518 (自動音声案内)

武生年金事務所 0778-23-1126 (自動音声案内)

敦賀年金事務所 0770-23-9905

ぜひご利用
ください

